

旭川医科大学病院感染対策マネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年6月11日病院長裁定)

旭川医科大学病院感染対策マネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院感染対策マネジャー連絡会議細則（平成18年12月13日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略)	(略)
(感染対策マネジャー)	(感染対策マネジャー)
第3条 感染対策マネジャーは、次に掲げる者をもって充てる。	第3条 感染対策マネジャーは、次に掲げる者をもって充てる。
(1) 各診療科の副科長	(1) 各診療科の副科長
(2) 中央診療施設等の副部長及び副センター長	(2) 中央診療施設等の副部長及び副センター長
(3) 副薬剤部長	(3) 副薬剤部長
(4) 看護師長	(4) 看護師長
(5) 栄養士長	(5) 栄養士長
(6) 医療支援課長	(6) 医療支援課長
<u>(7) その他病院長が必要と認めた者</u> （新設）	
2 前項第2号及び第3号に規定する者が同一部署において、複数いる場合は、その中から1人を病院長が <u>指名する</u> 。	2 前項第2号及び第3号に規定する者が同一部署において、複数いる場合は、その中から1人を病院長が <u>指名するものとする</u> 。
3 <u>第1項第7号の感染対策マネジャーは、病院長が指名する。</u>	3 <u>前項の規定により指名された感染対策マネジャーの任期は、2年とする。ただし、補欠の感染対策マネジャーの任期は、前任者の残任期間とする。</u>
(削除)	4 <u>前項の感染対策マネジャーは、再任されることができる。</u>
(任期)	
<u>第4条 前条第2項及び第3項の規定により指名された感染対策マネジャーの任期は2年とする。ただし、補欠の感染対策マネジャー及び追加の感染対策マネジャーの任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</u> （新設）	

2 前項の感染対策マネジャーは，再任されることができる。（新設）

第5条～第8条（略）

附 則

1 この細則は，令和7年6月11日から施行する。

2 この細則の施行後，最初に指名される感染対策マネジャーの任期は，第4条の規定にかかわらず，令和9年3月31日までとする。

【改正理由】

感染対策マネジャーの体制の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

第4条～第7条（略）